

## 「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第2回事務局会議

### 協同組合連合会日本専門店会連盟（日専連）提出資料

#### 1. 日専連組織の沿革

##### (1) 日専連について

- ① 昭和11年に創立した73年の歴史を有する組織
- ② 地域を地盤とする中小小売商団体
- ③ 主体は、地域の事業者（商店主）で、地域密着型の事業を展開
- ④ 地域の事業者として、様々な形で地域貢献（まちづくり・文化事業として全国児童版画コンクールの実施等）を行っている
- ⑤ 経営母体は事業者の出資による「協同組合」でスタート
- ⑥ 各種社会的要因により現在は「株式会社」で経営している（一部は協同組合で経営）
- ⑦ 株式会社は、地元の協同組合を中心に商店主が出資

##### (2) 地域における他団体の状況

- ① 地方を地盤とした中小小売商団体として日商連があり、クレジット事業を実施している
- ② さらに、全国型ではなく地方を地盤とする地方信販会社も事業を展開している
- ③ 日専連を含む日商連及び地方信販会社は、地方経済を支える役割を果たしており、これらの事業者が減少することは、地域経済にとっても大きな影響を及ぼすことになる

#### 2. クレジット事業の実態

##### (1) 日専連について

- ① 各地の日専連各社あるいは各組合が、その地域の消費者及び個人事業主を対象として、事業を展開している
- ② クレジットカード事業のサービス機能の一つとして、カードキャッシングを付加している
- ③ 日専連全国取扱高（平成20年度・クレジットカードのみ）  
約4,196億円  
内カードキャッシング 830億円（19.9%を占める）
- ④ 会員数 280万人
- ⑤ カードキャッシングの対象者は、地域の一般消費者と一部個人事業主を含んでいる
- ⑥ 地域の一般消費者のカードキャッシングの信用供与額は、基本的には「少

額短期」が中心

(2) 日商連の状況

- ① 日商全国取扱高（平成20年度・クレジットカードのみ）  
約2,302億円  
内カードキャッシング 760億円（33.0%を占める）
- ② 会員数 170万人
- ③ その他の項目は、日専連と同様の状況

3. 貸金業法4条施行の影響と対応

- ① 純資産基準額の引き上げ⇒対応済み、対応出来ないところは廃業
- ② 信用情報機関とのシステム対応⇒対応中
- ③ 総量規制⇒現在、十分に消費者の理解が得られているとはいえない
  - ・ 年収の1/3を超えた貸出の原則禁止
  - ・ 年収証明書の提出義務
  - ・ 専業主婦等（無収入）への貸付の原則禁止

4. 過払い請求の問題

- ① 請求時期が特定出来ないことから、過去の実績を基にした客観的な引当金計上が難しいこと
- ② 引当金の計上を行うことは、収益の圧迫要因となり、地域への社会貢献のための資金の捻出が困難になったり、金融機関の融資姿勢が厳しくなるなどの影響が出ている

5. まとめ

一般消費者（特に主婦層）に多大な影響が及ぶことが予測される。

「総量規制」の導入時期については、「適正な時期まで」延期することを要望する。